

1 相馬地方介護福祉士養成貸付金の概要

【修学資金の概要】

- 1 この貸付金は、相馬地方（相馬市、南相馬市、新地町、飯館村）（以下「相馬地方」といいます。）の介護人材の育成及び確保並びに定着を図るため、相馬地方に居住又は住所を有している方で「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく養成施設（以下「養成施設」といいます。）に在学し、卒業後、資格を取得し、相馬地方において介護業務に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に国家資格を取得し、相馬地方において介護福祉士としての業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事した場合は、貸付金の全部の返還を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、貸付金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

次の要件を満たす方で、卒業後、相馬地方において介護福祉士としての業務に従事しようとする方です。（※「介護福祉士養成施設」は国又は県が指定する専門の学校等）

①学業成績が優秀であって、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金、又は福島県介護福祉士修学資金等貸付金を除く。）次のいずれかに該当する方です。

ア 相馬地方に住所を有し、福島県内の介護福祉士養成施設に在学する者

イ 相馬地方に住民登録をし、福島県外の介護福祉士養成施設に通学する者

ウ 上記ア又はイの要件を満たし、養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士国家資格の取得の意思があり、かつ、相馬地方の介護福祉施設等に就労する意思があること。

※世帯の収入は、日本学生支援機構による世帯収入（第一種）の上限が目安です。

②家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

(3) 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する正規の期間です。

(4) 募集人員 8名（予定）

(5) 貸付内容等（下記の金額を上限として貸付けます。）

①住居費 36,000円（以内）（月額。交付は年2回に分けて行います。）

※相馬地方から福島県内の養成施設に通学するためのアパート代。ただし、住居地により貸付額の上限が変わります。

②通学費（相馬地方から近県の養成施設に通学していること。）

③教材費 120,000円（以内）（初回の貸付時。）

⇒ 詳しくは福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

(6) 貸付金の交付

貸付契約後、貸付金は、年2回（4月、9月）に分け指定の口座に振り込みます。

※貸付決定後の第1回目の貸付金の交付は、貸付け契約書等の必要書類の提出状況によります。

(7) 連帯保証人

貸付金であるため連帯保証人が必要となります。貸付けを希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。ただし、貸付金の返還が求められた際に債務を負担できる方が必要です。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が修学資金の返還を求められ、修学資金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

※外国人留学生の連帯保証人は、原則として福島県内に住民登録があり、かつ日本国籍を有する方または永住者としてします。

(8) 貸付利子

①貸付利子は、無利子です。（養成施設の在学中及び相馬地方の介護福祉施設等に就労中の場合です。）

②返還（返済）が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(9) 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行い、相馬地方の介護福祉施設等に介護福祉士としての業務に従事し、かつ、5年間引き続きその業務に従事した場合には貸付金の返還が免除されます。

※詳しくは、「相馬地方介護福祉士養成貸付実施要領」をご覧ください。

※平成29年度から平成33年度までに養成施設を卒業した方については、介護福祉士試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられており、これに該当する方は、返還免除対象となります。

2 申請手続き等

貸付金の貸付を希望する場合は、以下により、在学する養成施設を經由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

(1) 提出書類 ※詳しくは、下記①の様式に記載している事項をご参照ください。

①相馬地方介護福祉士養成貸付金申請書（様式1）

②養成施設等の長の推薦書（様式2）

③住民票の抄本

④申請者又は申請者と生計を一つにする家族の収入を証明する書類。（会社員の場合は、直近の源泉徴収票（写）、それ以外の方は、課税（所得）証明書。）

⑤連帯保証人となる方で会社員の方は直近の源泉徴収票（写）、それ以外の方は課税（所得）証明書。

⑥生活保護受給世帯等の方は、別途手続き書類が必要です。

⑦外国人留学生の場合は、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」「在留期間等の満了日」の記載ある住民票。

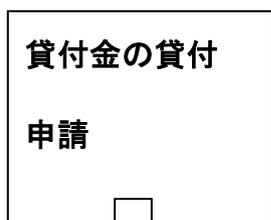
(2) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合や、求職者支援制度を利用してハローワーク、テクノアカデミー等を通じて在学する場合は、本貸付金の貸付を受けら

れません（日本学生支援機構、又は福島県介護福祉士修学資金等貸付金からの借入を除く）。

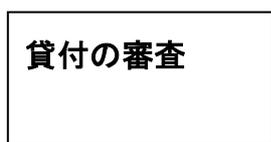
- (3) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、貸付金の貸付を受ける者の選考を行い、その結果を在学する養成施設等を通して通知します。（審査内容は開示しません。）

3 申込み・貸付審査・貸付決定時の手続き

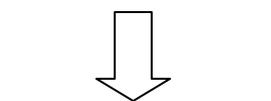
(1) 貸付金の申込み



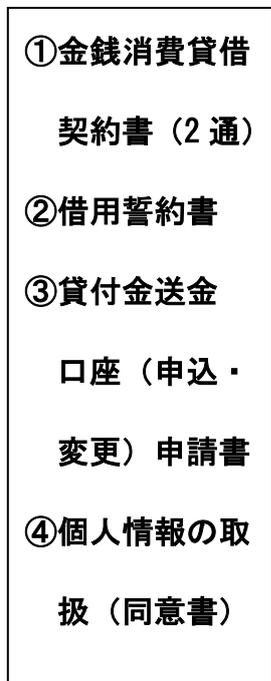
- ①「相馬地方介護福祉士養成貸付金申請書」は養成施設の窓口で受け取り、必要事項を記入したのち、添付書類と併せて養成施設に提出してください。なお、「相馬地方介護福祉士養成貸付金申請書」の欄外の備考には申請に必要な添付書類を記載していますので確認してください。（必要書類の数は各1通です。）



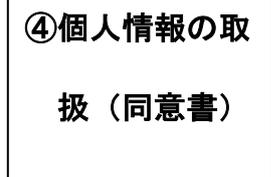
- ②申請書類は、養成施設から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。（審査内容等は開示しません。）
③審査の結果は、「相馬地方介護福祉士養成貸付金（承認・不承認）決定通知書」により、県社協から養成施設を経由し、申請者に通知します。



- ④貸付金の貸付けが決定となった方は、通知の日から起算して14日以内に左記の書類に記入、署名及び押印のうえ、養成施設を経由して県社協に提出してください。
（金銭消費貸借契約書には2通とも収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。）
⑤貸付金は、**1年間分を分割して交付**します。（4月、9月）
※貸付決定後の第1回目の貸付金の交付は左記の書類の提出があった後となります。



- ③貸付金送金
口座（申込・変更）申請書
- ※貸付を辞退するときは、当該年度の第1回目の送金、または各送金が行われる月の1か月前までに、「相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付停止（休学）・再開（復学）・退学・辞退届」を所属する養成施設を経由して県社協に提出してください。



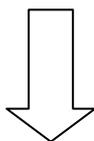
- ※1年以上の休学、養成施設の退学、あるいは、養成施設を卒業しても、相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に就労しない場合は、貸付金の全額が「一括返還」となりますので、借受申込みの際は十分ご検討ください。

(2) 養成施設の在学時の手続き

在学届の提出
(毎年・4月10日
まで提出)



休学、または復
学、辞退する場
合



貸付を辞退、又
は退学する場合

①複数年度にわたり貸付金の貸付を受けるときは、「在学届」(養成施設の長が証明したもの)を毎年4月10日までに県社協に提出してください。

②養成施設を休学するときは、「相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付停止(休学)・再開(復学)・退学・辞退届」を、貸付金を交付する時期(4月、9月)の1か月までに養成施設に提出してください。

※休学の期間中は貸付けが停止となります。

③復学したときは、「相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付停止(休学)・再開(復学)・退学・辞退届」で復学の報告を養成施設を経由して県社協に提出してください。

④退学等による理由を含め貸付を辞退するときは、速やかに「相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付停止(休学)・再開(復学)・退学・辞退届」及び「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届」を養成施設を経由して県社協に提出してください。

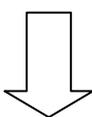
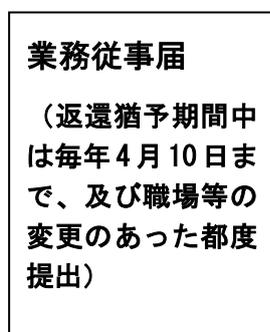
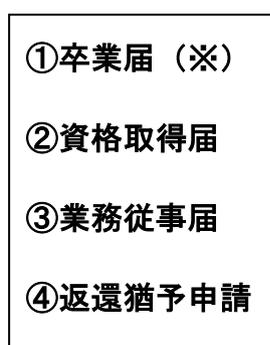
県社協から「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」を送付します。

⑤貸付金の返還は、「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」に基づき返還(返納)期間内に返還してください。

※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただきます。

(3) 養成施設の卒業及び就職後の手続き

養成施設を卒業し、1年以内に国家試験を受験し、資格を取得し、相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は貸付金の返還が猶予され、さらには、指定した期間（5年）以上継続してその業務に従事した場合には貸付金の返還を免除することができます。（※上記に該当しない場合は、貸付金を全額返還していただきます。）



①養成施設を卒業した場合は卒業した時から14日以内に「卒業届」(就職内定通知等の写しを添付)を養成施設を経由して県社協に提出してください。

②介護福祉士の資格を取得した場合は、速やかに国家資格者としての登録を行い、「資格取得届」に登録証の写しを添付し、県社協に提出してください。

あわせて、相馬地方の介護福祉施設等において、介護福祉士としての業務に従事した場合は「業務従事届」及び「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書」を速やかに提出してください。提出先は県社協となります。

③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。

④資格取得後、相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事している期間は返還猶予となります。返還猶予期間中は毎年4月10日まで、及び勤務先・従事する職種に変更があった都度「業務従事届」を県社協に提出してください。

⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)

⑥5年間継続して、相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事すると、貸付金の返還が申請により免除となります。

⑦5年間、引き続き相馬地方の介護福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事した場合は、「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書」に、返還免除申請時の業務従事先における「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。

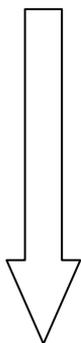
⑧貸付金の返還免除が決定した場合は、「返還免除申請結果通知書」にてご連絡します。仮に返還金額が発生する場合でも、この通知によりご連絡します。

(貸付金の返還がない場合はこれで、貸付金が全額免除となる。)

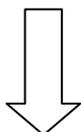
(4) 貸付金の返還の場合

養成施設を1年以上休学し、または退学となった場合、若しくは養成施設を卒業後、相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事しなかった場合には、貸付金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還することになり、次の手続きを行っていただきます。（本貸付条件の背任行為となるため。）

返還届の提出



貸付金の返還



修学資金の
返還完了

①貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」といいます。）は返還となる事由が発生した日から14日以内に「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届」を県社協に直接、提出してください。その後、県社協から「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」及び「預金口座振替依頼書」（月賦による返還の場合のみ）を送付し、改めて返還方法についてご連絡及び通知します。なお、月賦による貸付金を返還する方法で県社協が承認した場合は、「預金口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

②「相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。

③月賦による返還となった場合は、「預金口座振替依頼書」により提出のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。

④納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年5%の延滞利子を加算し、徴収します。

⑤返還が完了した場合は、「相馬地方介護福祉士養成貸付金 返還完了通知書」を送付します。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

①借受人、または連帯保証人の勤務先や住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあっては「相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書」、連帯保証人の場合は「相馬地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書」により、直ちに県社協に提出してください。

養成施設に在学中に住所等の変更があった場合は、養成施設を経由して速やかに県社協に報告してください。

②貸付を受けていた者が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、または転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

4 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	相馬地方介護福祉士養成貸付金申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は「相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付（承認・不承認）決定通知書」を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市区町村指定のもの	
	推薦書	様式 2	
	※福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	相馬地方介護福祉士養成貸付金金銭消費貸借契約書	様式 5	※「福祉事務所長意見書」は、該当する方のみです。
	相馬地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書	様式 6	
	相馬地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書	様式 7	
	個人情報取扱同意書 （借受人及び連帯保証人）	様式 8	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 9	※毎年、 <u>4月10日まで</u> 県社協に必ず提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 10	
	相馬地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書	様式 11	
休学・復学したとき	貸付停止（休学）・再開（復学）・退学・辞退届	様式 12	貸付を停止します
			貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止（休学）・再開（復学）・退学・辞退届	様式 12	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、返還していただきます。
	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 18	
死亡したとき	相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 10	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 18	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	卒業届（就職内定通知等を添付）	様式 13	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 14	介護福祉士の登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 15	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 10	借受人に変更事項が生じた場合
	相馬地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書	様式 11	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
相馬地方の介護福祉施設等において介護福祉士としての業務に従事したとき	業務従事届	様式 15	返還猶予期間中は <u>毎年 4 月 10 日までに提出</u>
	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 16	就職（勤務開始）の年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 16	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士の資格取得ができなかった、国家試験に合格できなかったとき（養成施設を卒業した年度のみ）	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書	様式 16	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験受験票の写し		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書	様式 10	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 15	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書	様式 21	貸付金の貸付期間以上、相馬地方の介護福祉施設等で介護福祉士としての業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 15	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（貸付金の返還免除に該当する場合）	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書	様式 21	貸付金返還免除が決定されると、「返還免除申請結果通知書」（様式 21）を送付します。
	業務従事届	様式 15	

【貸付金の貸付条件に反した場合】

<返還に至った場合、提出するもの>

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当	相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届	様式 18	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		○様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。 （※月賦による場合のみ。） ○「一括返還」となる場合は、県社協の指定する金融機関の口座に送金願います。

資 料

- (1) 相馬地方介護福祉士養成貸付実施要領
- (2) 様式集

(1) 相馬地方介護福祉士養成貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、相馬地方（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村。以下「相馬地方」という。）から介護福祉士の養成に係る施設（以下「養成施設」という。）に進学し、介護福祉士の資格を取得し、福祉施設又は事業所（以下「福祉施設」という。）への就職を目指す学生に対し、修学に係る資金（以下「相馬地方介護福祉士養成貸付金」という。）を貸付けるための必要な事項を定めることにより、相馬地方における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この実施要領において「養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7号第2号又は第3号及び第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事が指定した「介護福祉士指定養成施設」をいう。

(実施主体)

第3 この相馬地方介護福祉士養成貸付金に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第4 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の対象は、養成施設に在学する者で、養成施設を卒業後、相馬地方において別表に定める介護福祉士としての業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者であって、要件を満たす者とする。ただし、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構及び福島県介護福祉士修学資金等貸付からの資金を除く。）次のいずれにも該当する者とする。

ア 相馬地方に住所を有している者

イ 上記イにより養成施設を卒業後、相馬地方の福祉施設において介護職として従事する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けた向学心があると認められる者

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、在学する養成施設の長からの推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

第6 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合は相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付期間に含めることができるものとする。

2 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付額は、次のとおりとする。

(1) 住居費

相馬地方に住所を有する者が、福島県内（以下「県内」という。）の養成施設への通学が困難な者に対し月額36,000円以内とする。ただし、住居地ごとに定められている、生活保護法による単身の住宅扶助限度額を適用するものとする。

(2) 通学費

相馬地方に住所を有する者が、県外の養成施設に通学するための公共交通機関の通学定期代としてその実費。

(3) 教材費

初回の貸付時に限り、実習等の教材費として 120,000 円を上限として貸付することができるものとする。

(貸付方法及び利子)

第 7 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付は、県社協会長と第 4 による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく相馬地方介護福祉士養成貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第 8 貸付申請者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は、別に定める期日までに相馬地方介護福祉士養成貸付金推薦書（様式 2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

(1) 相馬地方介護福祉士養成貸付金申請書（様式 1）

(2) 住民票の抄本

(3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類

(4) その他相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付申請書（様式 1）に示す書類

2 生活保護を受給している世帯に属する申請者については、上記の書類のほか、次の書類を添えて県社協会長に提出するものとする。

(1) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

(2) 貸付に関する福祉事務所長の意見書（様式 3）

(3) 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類

3 複数年度にわたり相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を受けようとする申請者は、養成施設をとおして貸付初年度を除いた毎年度 4 月 10 日まで（休日・祝日にあたる場合はその翌日まで。）に養成施設の長が証明する在学届（様式 9）を県社協会長に提出するものとし、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

第 9 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた相馬地方介護福祉士養成貸付金の返還の債務を負担するものとする。ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

3 連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、相馬地方介護福祉士養成貸付金連帯保証人届出事項変更書（様式 12）を県社協会長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第 10 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を相馬地方介護福祉士養成貸付金貸付承認・不承認決定通知書（様式 4）により、相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の推薦のあった養成施設をとおして申請者に通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第 11 前第 10 により相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の決定通知を受けた貸付申請者は、決定通知のあった日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 相馬地方介護福祉士養成貸付金消費貸借契約書・2 部（様式 5）
- (2) 相馬地方介護福祉士養成貸付金借用誓約書（様式 6）
- (3) 相馬地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書（様式 7）
- (4) 相馬地方介護福祉士貸付金個人情報の取扱いに関する同意書（様式 8）

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を辞退したものとみなす。

（相馬地方介護福祉士養成貸付金の交付）

第 12 県社協会長は、第 11 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る相馬地方介護福祉士養成貸付金を交付するものとする。

2 貸付金の交付は 6 月ごとの分割によるものとし、相馬地方介護福祉士養成貸付金送金口座（申込・変更）申請書（様式 7）により申出のあった口座に振込により送金するものとする。

3 前 2 項による交付の時期は、4 月に前期分として 4 月から 9 月までの相馬地方介護福祉士養成貸付金を、又、9 月に後期分として 10 月から翌年 3 月までの相馬地方介護福祉士養成貸付金をそれぞれ当該月の 15 日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金するものとする。ただし、養成施設に入学した当初の相馬地方介護福祉士養成貸付金の交付の時期は、第 11 の契約締結後とする。

4 第 6 の第 2 項による教材費については、養成施設に入学した後、第 1 回目の送金と併せて交付するものとする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

第 13 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認めるときは、養成施設を休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された相馬地方介護福祉士養成貸付金があるときは、その相馬地方介護福祉士養成貸付金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 休学の期間が 1 年を超えるとき。
- (5) 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を辞退したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を受けたこと

が明らかになったとき。

(7) 死亡したとき。

(8) その他相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第 14 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務を猶予するものとする。

(1) 第 13 の第 2 項の (1)、(2)、(5)、(6)、(7) を除く場合であつて、引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 相馬地方の福祉施設において、介護福祉士としての業務に従事しているとき（以下「返還免除対象業務」という。）。

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還猶予の申請等)

第 15 借受人は、前第 14 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請書（様式 16）

(2) 返還免除対象業務に従事したとき、及びその業務を継続している場合は業務従事届（様式 15）

(4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ相馬地方介護福祉士養成貸付金返還猶予申請結果通知書（様式 17）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第 16 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士登録を行い、返還免除対象業務従事し、かつ、5 年間引き続き（災害、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）これらの業務に従事したとき。

(2) 前 (1) の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

3 前 2 項の (1) 及び (2) については、相続人又は連帯保証人へ請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。

4 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、相馬地方以外において返還

免除対象業務に従事した期間についても本条に定める期間に含めることができる。ただし、返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には含めない。

(返還債務の免除の申請等)

第 17 借受人は、第 16 の第 1 項又は第 2 項に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 相馬地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請書 (様式 20)
- (2) 業務従事届 (様式 15)
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、相馬地方介護福祉士養成貸付金返還免除申請結果通知書 (様式 21) により、その結果を借受人に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 18 相馬地方介護福祉士養成貸付金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返 還)

第 19 借受人が、第 13 の第 2 項、第 14 の第 1 項の (1)、又は次の各号の一に該当する場合 (災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。) には、貸付額を一括又は月賦による均等払 (端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。) により返還するものとする。

- (1) 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に相馬地方において、返還免除対象業務に従事しなかったとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった場合は速やかに返還免除対象業務に従事するための取り組み、又は手続きを行っているとい認められる場合はこの限りではない。
- (3) 相馬地方において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 14 による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。

3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた相馬地方介護福祉士養成貸付金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、前 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に相馬地方介護福祉士養成貸付金返還届 (様式 18) を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前 4 項の返還届に基づき、相馬地方介護福祉士養成貸付金返還通知書 (様式 19) により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第 20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。

3 前 2 項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴集するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができるものとする。

(届出義務)

第 21 借受人は、貸付金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。(様式 10)

(2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)

(3) 借受人が休学し、復学し、又は退学したとき。(様式 12)

(4) 借受人が、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。(様式 12)

(5) 借受人が卒業したとき。(様式 13)

(6) 相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付を辞退するとき。(様式 12)

(7) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき(様式 15)、又は退職したとき。(様式 10)

(8) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。(様式 14)

(9) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。

(様式 11)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は相馬地方介護福祉士養成貸付金借受人異動事項等届出書(様式 10)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 22 県社協会長は、第 21 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、相馬地方介護福祉士養成貸付金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 28 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。